

議案第20号

指定管理者の指定について（加西市立コミュニティ供用施設）

次の者を加西市立コミュニティ供用施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和平

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
栄地区コミュニティ供用施設	加西市栄町253番地の1
万願寺地区コミュニティ供用施設	加西市上万願寺町392番地
繁陽地区コミュニティ供用施設	加西市繁昌町2508番地の1
鶉野中地区コミュニティ供用施設	加西市鶉野町2085番地の2

2 指定管理者

施設名	指定管理者
栄地区コミュニティ供用施設	栄町 区長 新木 茂美
万願寺地区コミュニティ供用施設	上万願寺町・下万願寺町代表 上万願寺町 区長 大豊 雅宏
繁陽地区コミュニティ供用施設	繁陽町 区長 岸本 善行
鶉野中地区コミュニティ供用施設	鶉野中町 区長 三宅 裕一

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(審議資料)

加西市立コミュニティ供用施設の指定管理者の指定につき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

管理を行わせる施設	指定管理者	指定期間
栄地区コミュニティ供用施設	栄町 区長 新木 茂美	5年 (令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日)
万願寺地区コミュニティ供用施設	上万願寺町・下万願寺町代表 上万願寺町 区長 大豊 雅宏	
繁陽地区コミュニティ供用施設	繁陽町 区長 岸本 善行	
鶉野中地区コミュニティ供用施設	鶉野中町 区長 三宅 裕一	